

公 告

一般競争入札の実施（建設工事）

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので公告する。

平成 22 年 3 月 23 日

長崎県知事 中村 法道

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 21 危防震 第 4 号
- (2) 工 事 名 長崎県震度情報ネットワークシステム更新工事
- (3) 工事場所 長崎県庁新別館はじめ県内一円
- (4) 工 期 平成23年3月25日限り
- (5) 工事概要 長崎県震度情報ネットワークシステムにおける計測震度計はじめ関連機器の更新及び新設、並びに現行のアナログ方式の震度情報伝送方法に加え、IPデータ通信等のデジタル方式の震度情報伝送方法を追加し、これに伴う県庁送受信装置のプログラム改修等を実施する。
- (6) 支払条件 前金払、中間前金払又は部分払 有
- (7) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- (8) この入札は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成15年長崎県告示第780号。以下「実施要綱」という。）第2条第16項に規定する事後審査型入札である。
- (9) 本工事は、提出資料及び入札書等の提出等について、書面での提出を求める工事である。なお、電子入札システムは使用しない。
- (10) 本工事は、「工場製作を含む工事に置ける専任の技術者及び現場代理人の取り扱いについて」（平成21年2月6日建企第715号）の対象工事である。
- (11) 本工事は、平成 22 年 3 月 31 日までに県議会で補正予算が成立しない場合には、入札の執行を中止するものとする。
- (12) 本工事は、総務省消防庁による財務省の繰越承認が得られない場合には、入札の執行を中止するものとする。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加資格を有する者は、事後審査型入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）2の(1)に定める要件を満たす者で、さらに、以下の(1)及び(2)の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 実施要綱第7条第6項に規定する「競争参加資格確認届出書」の提出期限の日から落札決定日までの間に、
おいて次の条件をすべて満たす者であること。

建設業の許可に関する条件	建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく、電気通信工事業に係る特定建設業の許可を有すること。
営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件	長崎県内に主たる営業所を有する者で、長崎県入札参加資格名簿に登録されて連続して1年以上を経過した営業所を有し、電気通信工事に係る総合数値等が650点以上

年間平均完成工事高	電気通信工事において6千万円以上
経営事項審査の審査基準日	経営事項審査の審査基準日は、平成20年7月1日から平成21年6月30日までとする。 ただし、平成21年7月1日以降に長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱に基づく再度の資格審査を受けた者については、その審査基準日を対象とする。

(注1) 「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所をいう。ただし、当該営業所が本店たる営業所以外の場合、当該工事業に係る入札・契約の委任を証する書類を提出し、長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱（長崎県土木部ホームページ <http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/>）に掲載）第5条に定める本工事の入札日が属する年度の入札参加資格名簿（以下「名簿」という。）に登載された営業所（以下「受任営業所」という。）とする。

なお、「営業所等の所在地、総合数値等、格付等級に関する条件」において、受任営業所を有することをもって入札参加資格を有することとなる者にあつては、本工事に関する入札、契約等は当該受任営業所の受任者において行うこと。

(注2) 「総合数値等」とは、名簿記載の「総合評定値」、「主観点数合計」、「総合数値」をいう。

(注3) 「格付等級」、「年間平均完成工事高」とは、それぞれ名簿記載の「格付等級」、「年間平均完成工事高」をいう。

(2) 実施要綱第20条第1項に規定する「事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。

配置技術者に関する条件	以下の条件をすべて満たす監理技術者を専任で配置できること。	
	国家資格等	電気通信工事業に係る監理技術者資格者証を有し、法第26条第4項に規定する講習を修了した者
	工事経験	平成8年度以降に電気通信工事を監理技術者として従事した経験がある者
	その他	当該入札参加業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。特に、法第26条第3項の規定により専任で配置する場合は、競争参加資格審査申請書等の提出期限日を含め連続して3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、倒産を事由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。

(注1) 「公共工事」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する「国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事」及び「契約の相手方が公団、公社である建設工事」をいう。

(注2) 「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」に規定するものをいう。

(注3) 「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいい、法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者についても他の工事現場との兼任は認められておらず、当該工事の配置技術者とはなりえないことに留意すること。

なお、本工事は、「工場製作を含む工事に置ける専任の技術者及び現場代理人の取り扱いについて」（平成21年2月6日20建企第715号）の対象工事である。

3 入札等担当部局

区分	担当内容	担当部局	電話番号等	住所
入札・契約 担当	提出書類、入札・契約に関する事項	長崎県 危機管理防災課 防災班	TEL.095-895-2143 FAX.095-821-9202	〒850-8570 長崎県長崎市江戸町2番13号 (長崎市万才町3番13号 県庁新別館4階)
工事・技術 担当	設計図書の内容等技術的要素に関する事項	長崎県 危機管理防災課 防災班	TEL.095-895-2143 FAX.095-821-9202	

4 提出書類

- (1) 事後審査型一般競争入札参加申込書等として、次の書類を提出すること。
 - ア 競争参加資格確認届出書（実施要綱様式第6号（その1））
- (2) 落札候補者となった者は、競争参加資格審査申請書等として、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - ア 電気通信工事の業種に対応する許可通知書の写し又は許可証明書の写し（届出時において有効なもの。）
 - イ 公告に定める期間を審査基準日とした総合評定値通知書の写し
 - ウ 事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書（実施要綱様式 第9号（その1））
 - オ 配置予定技術者等の資格及び工事経験表（実施要綱様式第4号）及びその添付書類
 - カ 「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」記載の工事経験を証するための次に掲げる書類
 - a 工事経験に係る工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写し
 - b 当該技術者が監理技術者又は主任技術者として工事経験に係る工事に従事していたことを証する書類
工事経験に係る工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、工事の契約書の写し又は工事完成確認書の写しに代えて工事実績情報システムデータの写しを添付すること。
- (3) 書類の作成及び提出について
 - ア 提出部数は2部（原本1部、写し1部）とし、うち1部（写し）は受付後返却する。
 - イ 提出書類等は、公告に示す期間及び場所に持参又は郵送すること。
ただし、郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便に限定し、提出期限内に必着すること。
 - ウ 提出書類等は、受付後1部返却されたものを除き返却しない。
 - エ 届出書等を郵送により提出する場合は、アにおける返却用として返信用封筒を同封すること。
封筒の大きさは返却書類が入る大きさとし、表に入札参加希望者の住所、企業名称及び代表者等名を記載すること。
また、入札参加希望者への返却については、郵送等により行う。
なお、郵送に係る費用は、入札参加希望者負担とするので、一般書留郵便又は簡易書留郵便で郵送を希望する者は、上記封筒に「書留」又は「簡易書留」と朱書きし所定の郵便料の切手を貼付すること。
 - オ 提出書類様式は、公告に示す期間及び方法において入手するものとする。
 - カ 届出書等又は申込書等を期限までに適切に提出しない者は、入札に参加することができない。
 - キ 提出書類等の作成に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
 - ク 県は、提出書類等を公表又は無断で他の用途に使用しない。

5 入札日程

【交付について】 書類様式、入札説明書の交付期間及び方法	【交付期間】 平成22年3月24日(水曜日)から 平成22年4月16日(金曜日)まで	書類様式 長崎県土木部ホームページ (http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~koukei/) から入手すること。 入札説明書 3の担当部局から入手すること。 郵送による入札説明書の交付は行わない。
---------------------------------	--	---

<p>【提出について】 事後審査型一般競争入札競争参加資格確認届出書等の提出期間、場所及び方法</p>	<p>【提出期間】 平成22年3月24日(水曜日)から平成22年4月6日(火曜日)まで</p>	<p>提出場所 3の入札・契約担当部局</p> <p>提出方法 持参又は郵送すること。また、郵送による場合は、上記4(3)のとおりとする。 なお、提出部数は2部とする。</p>
<p>【質問について】 入札説明書に関する質問期間及び場所</p>	<p>【質問期間】 平成22年3月24日(水曜日)から平成22年4月7日(水曜日)まで</p>	<p>3の担当部局</p> <p>・質問書の提出については、事前に連絡を行い「郵送」を原則とするが、やむを得ない場合はFAXも可とする。ただし、入札期日までに押印した原本を提出すること。</p>
<p>上記回答期限及び回答方法</p>	<p>【回答期限】 平成22年4月9日(金曜日)まで</p>	<p>・個別事項は、当該者にファクシミリにて回答</p> <p>・全参加者に関する事項は、下記ホームページに掲載。</p> <p>「総合防災ポータル」 http://www.pref.nagasaki.jp/sb/w_new/</p>
<p>【入札について】 入札日時及び場所</p>	<p>【入札日時】 平成22年4月19日(月曜日) 14時00分から</p>	<p>長崎県 危機管理防災課 災害対策本部室 〒850-8570 長崎県長崎市江戸町2番13号 (長崎市万才町3番13号 県庁新別館3階) 電話 095-894-3731</p>
<p>競争参加資格審査申請書等の提出期間、場所</p>	<p>落札候補者決定通知の翌日から起算して3日以内</p>	<p>3の入札・契約担当部局に持参による。</p>

(注1) 上記の期間は、長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで(来所する場合は正午から午後1時までを除く。)とする。(ホームページ掲載内容を除く。)

(注2) 入札説明書に関する質問は、書面により郵送で行うこと。

また、時間的に不可能でやむを得ない場合は電送も可とするが、電送後直ちに原本を郵送すること。

なお、この場合において、質問者は郵送又は電送を問わず、必ず提出先に着信を確認すること。

6 落札候補者及び落札者の決定方法

落札候補者は、共通事項書(事後審査型)9の規定に基づき決定し、共通事項書(事後審査型)10の規定により落札者を決定、同落札者については決定後、速やかに落札者を含む入札参加者全員にその旨を通知する。

(1) 落札候補者の決定方法

開札後、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低価格を提示した者を落札候補者とする。

なお、最低価格者が複数の場合は、入札会場においてくじにより落札候補者を決定する。

また、最低価格から2番目、3番目に同額入札者が複数あったときにおいても、入札会場においてくじによりその順位を決定する

(2) 落札者の決定及び通知

ア 落札候補者が提出した書類を審査し、資格要件を満たしていることを確認した場合は、その者を落札者と決定し、速やかに落札者を含む入札参加者全員にその旨を通知する。

イ 落札候補者が提出期限までに競争参加資格審査申請書等を提出しないとき、又は、審査の結果、落札候補者が資格要件を満たさないことを確認した場合は、その者のした入札を無効としその者に通知する。この場合の落札候補者は、落札候補者の次に低い価格で入札した者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とする。この場合においては、(1)の取扱いを準用する。

ウ 次順位者の取扱いは、落札候補者が落札者とならなかった場合、順次準用する。

7 入札参加資格がないと認められた者又は落札者とされなかった者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者又は落札者とされなかった者は長崎県建設工事苦情処理手続要綱（長崎県土木部ホームページ（<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/top.htm>）に掲載）に基づき、契約担任者に対して競争参加資格がないと認めた理由または不服のある事実について説明を求めることができる。

なお、説明を求めることができる期間及びその回答期限は次のとおりとする。

入札参加資格がないとされた理由に関する苦情申立期限	競争参加資格要件不適合通知書による通知を行った日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）	長崎県危機管理防災課防災班 T E L 095-895-2143 F A X 095-821-9202 〒850-8570 長崎県長崎市江戸町2番13号 （長崎市万才町3番13号 県庁新別館4階）
上記回答期限	苦情申立て期限の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）	
上記回答に対する再苦情申立期間	回答を受理した日から7日以内（休日を除く。）	
落札者とされなかった理由に関する苦情申立期間	入札結果表の公表を行った日から起算して7日以内(休日を除く。)	
上記回答期限	申立書が提出された日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)	
上記回答に対する再苦情申立期間	回答を受理した日から7日以内(休日を除く。)	

8 入札保証金

免除

9 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額とする。ただし、長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第39号。以下「財務規則」という。)第112条各号に掲げる担保の提供、第113条第1項第1号に規定する履行保証保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証証券の提出に代えることができる。

10 入札の無効

財務規則第 100 条に定める場合のほか、次に掲げる場合は無効とする。

- (1) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められる場合
- (2) 工事費内訳書の提出がない場合及び「工事費内訳書取扱要領（平成 20 年 7 月 9 日付 20 建企第 233 号）」の入札無効基準に該当した場合
- (3) 入札に参加した者の間に一定の系列関係（資本的关系又は人的関係をいう。）があると認められる場合
- (4) 入札説明書の交付を 5 に示す期間内及び方法により受けていない場合
- (5) 事後審査型一般競争入札参加申込書を適切に提出していない場合

11 入札の中止

平成 22 年 3 月 31 日までに県議会で補正予算が成立しない場合、又は、入札参加者が 1 者のみの場合は、入札を中止する。

また、総務省消防庁による財務省の繰越承認が得られない場合は、入札を中止する。

12 その他

(1) その他入札参加資格、入札・契約に関する事項は、共通事項書（事後審査型）のとおり。

(2) 入札結果及び本公告は、下記ホームページに掲載

「総合防災ポータルサイト http://www.pref.nagasaki.jp/sb/w_new/」

なお、共通事項書（事後審査型）は、長崎県土木部ホームページに掲載のとおり。

「長崎県土木部ホームページ

<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>」

(3) 不明な点に関する問い合わせ先

ア 提出書類、入札及び契約に関すること。

3 の入札・契約担当部局

イ 設計図書の内容等技術的要素に関すること。

3 の工事・技術担当部局